

河川法改正の概要

1. 河川法改正の主旨

河川法は昭和 39 年に「治水」と「利水」を二本柱として制定されたものですが、平成 9 年の改正では、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、河川管理の目的として、「治水」、「利水」に加え、「河川環境」(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられました。また、新たな河川整備の計画制度が創設されました。

2. 新しい河川整備の計画制度について

河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、また、河川の特性と地域の風土・文化などの実情を踏まえた河川整備を推進するためには、地域との連携が不可欠です。

このため、河川整備を行う場合、従来の工事实施基本計画に代わり、河川整備の基本となるべき方針に関する事項(河川整備基本方針)と具体的な河川整備に関する事項(河川整備計画)の2つに区分して定め、後者については、学識経験者、地域住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きを導入することになりました。

<河川整備計画の策定手続>

河川管理者が河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要と認めるときは、学識経験者からの意見聴取や、公聴会の開催など地域住民の意見を反映させるための措置を講ずることとされています。

また、河川整備計画を定める場合には、あらかじめ都道府県知事の意見を聴くこととされています。

